

拠点校方式による合同部活動（以下、「拠点校方式部活動」）とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を拠点校となる学校が受け入れる方式である。

武蔵野市では、「部活動は生徒にとっての重要な居場所の一つである」ということを根底におき、地域連携の観点から新たな部活動の在り方を推進している。その取り組みの一つが、拠点校方式部活動の設置である。

1 目的

持続可能な部活動の実現を図ることで、社会状況等の影響によらず、市立中学校に在籍する生徒が、スポーツ・文化芸術活動に触れる機会や居場所を確保するため。

2 事業主体および実施主体

拠点校方式部活動の事業主体は、教育委員会とする。なお、部活動は学習指導要領で学校教育の一環と位置付けられていることから、実施主体は武蔵野市立中学校とし、当面は学校管理下において行う。

3 拠点校方式部活動の決定

基幹となる部活動¹における拠点校方式部活動の設置について、毎年「武蔵野市立学校部活動在り方検討委員会」²で協議し、教育委員会が実施を決定する。

4 拠点校方式部活動に参加できる生徒

- (1) 在籍校に希望する部活動がない生徒。
- (2) 教員の引率を必要とせず、自力で拠点校に行くことができる生徒。
- (3) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は受け入れ校の生活指導に従うことへ同意した生徒。
- (4) 在籍校及び拠点校両校の学校長の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒。
- (5) 前各号全てを満たした生徒が拠点校方式部活動に参加できることとする。

¹ 各中学校における過去10年の部活動設置状況及び東京都中学校体育連盟への加盟生徒数等から、武蔵野市として生徒のニーズが高い部活動を設定する。

² 武蔵野市立学校の管理職及び教員や教育委員会、武蔵野文化生涯学習事業団、武蔵野市スポーツ協会から選出された委員により、年3回程度検討を行う委員会。

5 参加生徒の活動の約束について

- (1) 生徒は、拠点校の部活動の方針（活動日、活動のきまり、各大会や試合への参加、遠征等）に従う。
- (2) 拠点校への移動は徒歩を推奨する。必要に応じて、自転車や交通機関を利用する。自転車を利用する場合は、必ずヘルメットを着用する。また、移動に係る経費は参加する生徒の保護者が負担することとし、保護者の範囲により対応する。
- (3) 自転車を利用する場合は、自転車保険等に参加すること。合わせて、「自転車利用のきまり」³及び交通ルールを遵守すること。
- (4) 活動を欠席、遅刻、早退する際は、生徒または保護者が、学習者用コンピュータ等を使用し、拠点校の指導者に連絡をする。
- (5) 在籍校の学習活動や行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- (6) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、指導を受けても改善されない場合は、顧問の具申により、拠点校又は在籍校の学校長が当該生徒の活動への参加を中止することができる。
- (7) 前各号のほか、拠点校方式部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

6 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生活指導上参考となる事項等、部活動の指導に当たって必要な情報を提供する。
- (2) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、必要に応じて、在籍校からの生徒の情報について共有するとともに、適切に資料等を保存する。

7 大会等への参加

- (1) 各大会等への参加に当たっては、主催者が定める大会要綱に従う。
- (2) 東京都中学校体育大会については、東京都中学校体育連盟が定める「東京都中学校体育大会実施要項」、「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従う。
- (3) 各大会等への参加にあたっての事務は、拠点校が行うものとする。

8 事故への対応

- (1) 拠点校方式部活動における事故対応については、原則として拠点校が初期対応を行う。その後、在籍校と拠点校とが連携して対応する。
- (2) 活動中及び移動中の事故があった場合は、在籍校が、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続き⁴等を行う。

³ 武蔵野市ホームページより確認する。

⁴ 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害に対して、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の支給）を行っている。

9 参加申込手順

- (1) 拠点校方式部活動への参加を希望する場合は、1回以上、拠点校方式部活動の体験活動に参加することとする。ただし、事情により参加が難しい場合は、入部時に指導者に申し出る。
- (2) 拠点校方式部活動の体験を済ませ、拠点校方式部活動への入部を希望する場合は、在籍校の学校長に「入部申込書・保護者同意書」⁵を提出する。
- (3) 提出後1週間以内に、在籍校から当該生徒・保護者へ承認の連絡をし、活動を開始する。

10 その他

- (1) 該当年度の拠点校部活動実施内容の生徒・保護者への周知は、資料⁶を基に各校で行う。
- (2) 拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒・保護者を対象とした活動方針や活動内容、留意事項について説明する機会を設定する。
- (3) 拠点校は、拠点校部員受け入れの部を対象に教育委員会より予算の範囲内で整備費が支給される。
- (4) 拠点校方式部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

拠点校から帰宅までに要する時間等を鑑み、拠点校方式部活動の活動終了時刻は、午後6時までとする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、同様とする。

⁵ 武蔵野市ホームページもしくは在籍校のホームページよりダウンロードし作成する。

⁶ 武蔵野市立学校部活動在り方検討委員会での検討を基に、教育委員会等が作成する資料。武蔵野市ホームページもしくは在籍校のホームページよりダウンロード可能。